



官
剡
孝義錄

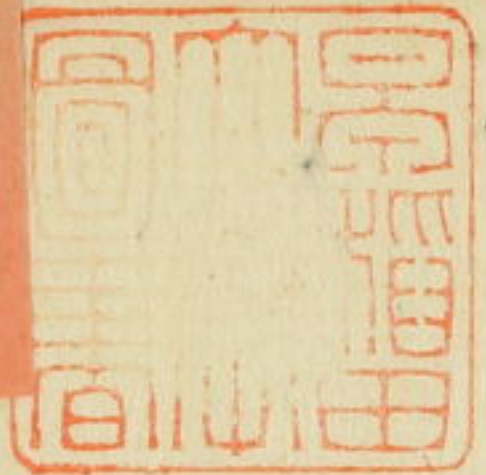
卷卅三

義作

9
1596
33



1596
33



孝義錄卷之三十三

美作國

奇特者

出代官支配所
真奈郡高田村

奇特者

日支配所
大庭郡久之世村桑方

奇特者

日支配所

孝行者

日支配所
吉能郡吉能村

孝行者

日支配所

孝行者

日支配所

百姓

金田市原在馬

歲五和

室曆七年
沖襲員

百姓

金田六家左馬

六十七歲

明和元年
沖襲員

百姓

金田民右衛門

二十三歲

日時
沖襲員

百姓

清八

甲三歲

寬政五年
沖襲員

清八妻

三十九歲

日時
沖襲員

日時

三十七歲

日時
沖襲員

孝義錄卷之三十三

○孝行者 日支配所

○孝行者 森對馬守也領所 吉北郡田殿村

○奇特者 日也領所 英田郡金浦村

○奇特者 日也領所 久米南條郡下子山壽村

○奇特者 日也領所

○奇特者 日也領所 英田郡金浦村

○孝行者 松平執後守領所 津山城下福徳町

○孝行者 日也領所 津山城下新磯大町

百姓 日 樞右馬 十歳 日時 時慶貞

百姓 日 後之丞 甲三歳 明和元年 時慶貞

百姓 日 春名猶右馬 甲三歳 安永元年 時慶貞

百姓 日 治部 宇助 六十六歳 安永七年 時慶貞

百姓 日 治部 安次郎 三十五歳 日時 時慶貞

百姓 日 春名猶右馬 三十六歳 天明八年 時慶貞

百姓 日 小玄孫 歳不知 元文五年 時慶貞

百姓 日 仙右 歳不知 元文五年 時慶貞

○孝行者 日也領所 津山城下板取町

○孝行者 日也領所 津山城下二階町

○孝行者 日也領所 津山城下上林登町

○孝行者 日也領所 東北條郡大橋村

○孝行者 日也領所 西北條郡下田邑村

○孝行者 日也領所 西北條郡小田中村

○孝行者 日也領所 津山城下安曇町

○孝行者 日也領所 津山城下西新町

町人市古馬 げん 歳不知 寛延二年 時慶貞

町人借倉住 岩吉 三十四歳 安永二年 時慶貞

町人日産稼 長七 三十三歳 安永二年 時慶貞

百姓 史多揚 六十歳 安永四年 時慶貞

百姓 長平次 四十四歳 安永五年 時慶貞

組次 佐右馬 甲十一歳 天明二年 時慶貞

町人保倉 和助 甲九歳 天明六年 時慶貞

町人下子倉 源左馬 甲十四歳 天明六年 時慶貞

奇特者

日頃 津山城下戶門町

○孝行者

日頃 津山城下林田町

孝行者

日頃 津山城下新奥町

○忠義者

日頃 津山城下西合町

○孝行者

日頃 津山城下河原町

孝行者

日頃 津山城下新町

○孝行者

日頃 東南條郡高井中村

孝行者

日頃 津山城下京町

町人芳太郎

長七

天明六年

町人美屋

熱助

天明八年

町人黒田屋

岩吉

天明八年

町人直屋孫兵衛

岩吉

天明八年

町人信屋住日屋林市三郎

岩吉

天明八年

町人松屋

七郎

寛政三年

百姓

岩次郎

寛政三年

町人今出屋

半之助

寛政三年

奇特者

日頃 久米南條郡八出村

○孝行者

日頃 日所

孝行者

日頃 久米南條郡小杉村

孝行者

日頃 久米保加賀守領分

孝行者

日頃 久米北條郡宮敷上村

孝行者

日頃 久米北條郡桑十村

孝行者

日頃 久米北條郡下寺西上村

孝行者

日頃 久米北條郡里公文申村

行費

陶政右馬

寛政三年

政右馬

巳次郎

日時

百姓長吉

平吉

寛政三年

百姓

市之助

宝曆三年

百姓清之助

乙内

宝曆三年

尼

貞蓮

宝曆三年

百姓

平吉

宝曆三年

百姓

庄吉

宝曆三年

孝行者

日領 久米北條郡里公文申村

百姓

幸八

三十三歲 寶曆三年

奇特者

日領 久米南條郡福田村

百姓

市

二十五歲 寶曆三年

孝行者

日領 久米南條郡友木村

百姓

三

四十二歲 寶曆三年

孝行者

日領 同所

百姓

助市

二十九歲 同時

孝行者

日領 久米北條郡下折中村

百姓

文

四十二歲 寶曆四年

孝行者

日領 久米北條郡石畝村

百姓

若

四十二歲 寶曆四年

孝行者

日領 久米北條郡里公文申村

百姓

若

五十歲 寶曆十年

孝行者

日領 久米北條郡山公文申村

百姓

六

二十七歲 寶曆十年

孝行者

日領 勝北郡三木村

百姓

若

三十三歲 寶曆十年

孝行者

日領 久米北條郡下折中村

百姓

定

四十歲 明和三年

奇特者

日領 久米北條郡下折中村

百姓

六

四十二歲 明和三年

孝行者

日領 久米北條郡下折中村

百姓

三

三十三歲 明和八年

孝行者

日領 久米北條郡下折中村

百姓

世

三十九歲 明和八年

孝行者

日領 久米北條郡山公文申村

百姓

八

三十三歲 安永元年

孝行者

日領 久米北條郡下折中村

百姓

人

二十三歲 安永元年

孝行者

日領 久米北條郡奥山田村

百姓

勤

二十九歲 安永元年

奇特者

日領
久米北條郡油木北村

百姓平六郎

龜治

二十四歲
安永元年
獲員

奇特者

日領
久米北條郡前石畝村

百姓

仁右馬

四十五歲
安永元年
獲員

奇特者

日領
勝北郡与志村

百姓

朱右馬

四十七歲
安永元年
獲員

奇特者

日領
勝北郡廣尾村

百姓

宗市

五十一歲
安永元年
獲員

孝行者

日領
久米北條郡和國南村

百姓

武吉備

二十五歲
安永二年
獲員

孝行者

日領
久米北條郡赤上村

百姓

佐助

歲不知
獲員

孝行者

日領
久米北條郡山公文南村

百姓

六之市

四十一歲
安永三年
獲員

孝行者

日領
久米北條郡神代村

百姓

熱助

六十四歲
天明元年
獲員

孝行者

日領
久米北條郡上野里村

百姓

卷七

四十四歲
天明元年
獲員

孝行者

日領
久米北條郡上野中村

百姓

七之

三十六歲
天明三年
獲員

孝行者

日領
久米南條郡茂原村

百姓

若吉

六十歲
天明八年
獲員

孝行者

日領
堀田相摸守領分
東北條郡宇野村

百姓

貞次郎

三十八歲
天明八年
獲員

孝行者

日領
土井大炊頭分
久米南條郡東田東村

百姓

菊右馬

五十歲
安永八年
獲員

孝行者

日領

菊右馬

己人

三十八歲
獲員

孝行者

日領

日牌

德之助

二十歲
獲員

孝行者

日領

日

六之丞

十四歲
獲員

孝行者 日頃

孝行者 日頃
久米南條郡系田西村

○孝行者 日頃
久米南條郡金井村

孝行者 日頃
仙石越前守領分
勝南郡明見村

孝行者 日頃
勝南郡明見村

孝行者 日頃
勝南郡金井村

孝行者 日頃

孝行者 日頃
勝南郡金井村

日頃

志山 日頃
十歲

年六 天明三年
十一歲

為控都 天明四年
十一歲

利吉湯 明和七年
十一歲

如友 安永八年
十一歲

三右馬 寛政元年
十一歲

法与 日頃
十一歲

庄房 寛政元年
十一歲

家内睦者 日頃

家内睦者 日頃
服坂淡路守領分
真倉郡中村

孝行者 日頃
真倉郡中村

奇特者 日頃
因卷右近守領分
久米北條郡小山村

家内睦者 日頃
久米北條郡西塚村

庄房家内

七人 日頃
十一歲

幸右馬 天明二年
十一歲

嘉助 天明八年
十一歲

源治 寛政三年
十一歲

六右湯 寛政三年
十一歲

孝行 老樵在野

法八と吉野郡青地村の百姓新養うふしく高二石の
 ありことおろり父は七十五歳母のむら六十九歳より
 妻をさきよといひて之吉樵在野といふふ二人のふい
 かあり世青地村をひつりよの村より先代より山田を
 おろりといふと共いふ今はお作といふ夫婦とりり
 耕し暇ありて炭を焼くを屋根板をへて二里ある
 へへといふきり古町村小目にしおゆれといふ
 父乃ほをあらとあれとらといふ行の角よりついで
 ろらゆりてをあらきり人とおろりするもを父母の

徳なる事いふのころい他人よむいとも父母の事
 へのいよと極といふおれとをいよは川のあやなる
 者ふりり天明八年十二月日村乃清助といふりの
 夜ふあは家にまきする事いりうまはれおれい家
 とをあげてハ父母もふもお茶をうるといふて夫婦を
 測ふありて焚火しあありといふとよく清助も
 又孝心ある者おれは涙くをいお感して涙を
 けり次の日吉町村より古れお具とりて焚火を
 に父母といふれふいおい夫婦するは養ふまといふ
 ふをい通るい里乃者よりといふておれと贈るいお

くま父母にこそ夫婦ははくせきして恙なく二人の
 子は獨活蕨物脊又と粟材をとりてを死つゝに
 うりやくは祖父母を先ぬを先ずりやとて老あて
 せうりてまふとあふくやとあふくやとあふくやとあふくやと
 して父母にこそきむるを賣しきくくくあせはあふ
 小物くく林と薪炭又と板柱の料小伐つゝこれ
 と中谷村の庄屋太右衛門といふ老あてを林一
 をりゆゝとれたんのまふ小くくくくくくくくくくく
 へいをくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 ちえ必しとくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

あふ家の内おおふふやとてむつひ老くく者をか
 ゆる付の領主去屋祖馬守に國元兼と浪ととさく
 をららやとて其後津料日つあてとてくく代受村
 権九郎よりとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 り小浪くくく年志ふありのき毛寛政五年此と也

奇物者春名権右衛門

春名権右衛門ハ英田郡倉敷村よりある百二十七石あり
 たりて其百姓なり明和六年勝南郡湯郷村より大
 起りて五十石ありやけりて此粥を考てつらあて
 を賣しきものよふを何たへりの倉敷村に権七といふ者は

法慶を法くくく入道も教人さくくあはハ安永元年
八月森對馬守あはゆりおとびる時小中えくく同年
十月小苗字常刀とゆれさくく浪とくくく結とけり

孝行老源左衛門

丁子屋源左衛門ハ津山乃城下西新町ハ藥種屋をたて
申之源之重といひ比より朋友の交り志をくくく
手あはひ又及物えり新とくくを懐ふくく行事あり
も父母乃のふむ移りあうと次子六歳ハこれ父左
衛門病よゆハ疾火壯志して醫療の子とけり
もいふくくまはゆれさくくハ物程くくく人乃

交りあくく源之重といひく悲と神佛を新
重とくく音病して寢食を忘るくくあはり
に登りくくく馬代屋くく病愈ぬ十七歳乃去
家を継ぐ今の名小改り家乃業をたて茶種をあら
るひく小父此病の積ちく愈くと懐ひにまうせり
保善さをくく病乃うらハ費多く其おとを借ひ
り給くせりゆりもあやうくくをくく小父母に
く先次父母西園乃靈場を願礼せゆりくく
り長兄と病の後ふくハひかぬるを命うりくく
ゆく路浪とけりくく父母小すくく後とくく

にありても家業をまげと父母の徳路乃さうりち
 らんるといれり日々小祿をそとて教いく社ちて
 父母のく来て居比のな意をもち事さうりち
 ちとていのはめえり父おをてつとてあつたぬよ
 心志は友をじり父は友の奉りていもことせり
 けく後をそとてつとてさうりちれり小祿を
 とて酒さくといも樂んといつとてあつたぬよ
 かされよとていひゆれぬつとてさうりちいよ
 さりちとていひゆれぬつとてさうりちいよ
 来てをそとて母は子の食りてをさうりちいよ

若く事をもとていひゆれぬつとてさうりちいよ
 らんるといれり日々小祿をそとて教いく社ちて
 父母のく来て居比のな意をもち事さうりち
 ちとていのはめえり父おをてつとてあつたぬよ
 心志は友をじり父は友の奉りていもことせり
 けく後をそとてつとてさうりちれり小祿を
 とて酒さくといも樂んといつとてあつたぬよ
 かされよとていひゆれぬつとてさうりちいよ
 さりちとていひゆれぬつとてさうりちいよ
 来てをそとて母は子の食りてをさうりちいよ

小て月町豊國を十右馬と奉ふ〜妹乃く八十歳才惣
 助七歳より幼少〜物事なるとも母一人の力なり〜賃借
 又は綿くろり〜い〜物事あり〜い〜さうも二人れをとお
 ぬ〜た〜い〜ふり〜さうと貧〜も〜身もてせり〜うも
 あり〜く〜姉乃く〜く〜給金を以てやう〜く〜よ〜く〜せ
 〜い〜惣助六七歳の比より母れ貧苦もせぬ〜と受け
 きたら〜く〜れ童とらぬ〜く〜お〜さ〜く〜母のつひひ
 給よとひう〜け〜く〜と所用と〜も〜とれま〜く〜とを
 此忠のあり〜さ〜う〜え九歳にあ〜と〜ら〜け〜は町乃葉を
 若七節の借家より〜く〜せ十五歳より一節坊の高妻

に田舎り〜う〜日ゆ〜と〜人〜さ〜も〜とぬ〜浅〜く〜ふ〜れ
 とも〜の〜れ利と〜う〜ゆるも〜ち〜く〜お〜く〜は日僧よ〜と
 けと賃借をゆ〜て〜母れ貧〜ひ日〜に〜と〜起〜く〜母乃
 目〜し〜ら〜と〜う〜く〜ひ〜烟系に火を〜う〜け〜その手〜を〜母
 の起ぬ〜前〜う〜湯と〜う〜く〜重〜く〜顔洗〜た〜を〜葉とを
 其胡夕れ飯もぬりふ〜品と〜く〜車〜ゆ〜く〜髪と〜う〜あ〜を
 さ〜く〜て〜湯よ〜を〜り〜ぬ〜る〜業と〜さ〜あ〜さ〜の〜田舎に〜新〜く〜ぬ
 ち〜は〜食物と〜も〜細〜く〜金海と〜か〜〜も〜の〜と〜あ〜は〜に〜を
 價と〜も〜お〜〜も〜〜く〜む〜〜く〜〜も〜倦〜ふ〜く〜心〜を〜と〜れ
 忠を頼〜して〜米の〜入〜と〜り〜ひ〜ゆ〜ら〜〜と〜時〜分〜を〜う〜く〜以〜く〜人

業いんとはくく永春をさく先向とことこの日に日く
乃合をさくとい文ぬりふく孝養して衣服の類よ
り後相やれ物ういさるやうくを周をかき事たのく
永春酒代好くまれの日にいひのり又々菓子魚を
此業のたらし何れもあつては物細くてを先
あり永春の家れ先祖の志をさくいさより父母兄
身位牌をさくそくを進福をいさるはこれこ
めとはくまやめしてふりひ書さくさくことん
之主人の孝養乃為ふはくさくおひひさく
高の業はくさくさくさくさくさくさくさくさく
店を母

れさくさつりさく借銀をはくのひ又々家賃の利銀
かと清さくさくさくさく永春の娘乃十七歳よさく
時元魚町福永を源吾う子業を永春を永春を養ふ
とてさく娘ふりのをさくさく店のもりさくは孝養
にさくさくさくさくさくさく家をおくさくさくさ
と人に若者う忠節ふりさくさく天明八年十二月
頃まうり養負して銀をさくさくさくさく

孝行者ぎん

ぎん、深山の城下の糸町乃借銀よすはる日傭乃
者市を誘う娘たのり生れつさかまのくさく六歳此

此より父母の御用とせられた主人は、その御用も、
 小きうりして十歳なりとも母に、これより、
 せられ、ちまた父と、いひて、若くして、あふ、
 あつ、ちまた、いひて、いひて、いひて、
 此より、いひて、いひて、いひて、
 母に、いひて、いひて、いひて、
 訂未町勤六といふ、お若く、お嫁し、
 りの、父病、日ゆ、て、日傭の、業を、
 茶種、作り、ふ、て、いひて、いひて、
 き、人も、いひて、町勤、今津、を、
 け、いひて、いひて、いひて、

二年ありつけ、ちまた、いひて、
 主人、いひて、いひて、いひて、
 いひて、いひて、いひて、いひて、
 り、いひて、いひて、いひて、
 用の、いひて、いひて、いひて、
 て、父を、いひて、いひて、いひて、
 法、いひて、いひて、いひて、
 つ、いひて、いひて、いひて、
 い、いひて、いひて、いひて、
 ち、いひて、いひて、いひて、

一とあるは今より父の老にゆきては事必つけ
 母をもみよといふは人の心はけりあらずに母と
 さけりたるは地とそくを後にそえは音つて
 うつ一年は父のいふしとちり思はるるに母
 をいふは一息つてはゆふくあひてよとて母と
 といふはゆふくを母と久しく母をくもくは母を
 とてあはれといふ乃 涙せれあはれといふとそれより
 勅六と母はうせぬと父のいふはうやゆひおと
 きつ孫より曰く父は二年二月に主より復た
 て銀をくもせ借家の料乃銀れとてくもくを

あまをいふ

孝行者彦次郎

彦次郎は東南條郡高野本郷村乃百姓あり父
 表六う時より農業のいよは酒の傳賣し世を
 といふはゆふくを母と久しく母をくもくは母を
 おいひはは僕ひよりつ小おる水の十二石のまのり
 彦次郎に懐くをいふはゆふくを母と久しく母を
 まめやうたする者あり農よりよ力とてをく父母乃
 酒と志のひととて是れ中ひきよまたくは市
 乃きよのよ音つてめくをあはれ彦次郎の二十歳

ありぬりるときは明和二年より母侍候にやとて醫療
 とせんとて人をもとせむるに病の相
 ありぬりもまゝのうちに病を治すべくも
 つて免しう病を治すべくもあらずと人のを
 小まうさく妻をひくとて小女抱ゆる風は
 七つ更らうせぬ母の病は費多く稼穡とありて
 せむと父の病はひよぶとてを妻の病を費
 せむとていふとていふとて父の病はひよぶとてい
 て二にひよぶとていふとていふとていふとてい
 せむとていふとていふとていふとていふとてい

てはをすけおされて人候存候とて二年とて父
 乃昔昔かくるりなりとて安永六年より父中風を
 うりて父も七歳にたりとて家にいぬりとてい
 う者次郎に病よく起し食候細く意は日増のつ
 と免又もをせぬとていふとていふとていふとてい
 いとていふとていふとていふとていふとてい
 又公をつとめく力をとていふとていふとてい
 同三年にらせむりう八日おとす佛壇の香とて
 き飯菜とていふとていふとていふとていふと
 して父死して後六年とていふとていふとていふと

孝ふ時は母のつらふ九歳をりて父の政を承つた如く母
 に母を先とて終母よつへ終ふく又もやせしりち
 妻とて先とてけるよ家乃内睦く肝養乃政と
 と法と承つて此地のちつりしもて人の病よ病
 じりぬ又は死するもれあてとてうたてくらすす
 きぬく感とて法とていふも酒食よれとて
 て実義ふりしを政有馬ゆく患へとてく死
 せらふのつらふとてつらふは法乃事とておせ
 して及村乃ちれ若も此風をいふとてつら
 とて母よふ敬してとてつらふとてける政有馬の事

病ふゆゑ志しく終入るをせしと按摩と終りの二
 人ありやとて重く終母ぬを安うししむる後
 終母乃病し時と心をさして音病し終もも
 終つししつらふやうせめくして父母と終母の靈あ
 小日るに悟とていふまはつてとていふをまとい
 此處ありと光明真言とてさるへて追福の事をと
 かきりて事願をいふとてく日れ後三月癸亥
 して子孫まゝとて苗字と稱する事とてゆふと
 とていふとていふと

孝の忠助

惣助之兼北條郡神代村の小百姓なり明和元年
 小父とてせむ母のとありし時老病あり此病多き
 中風よとてふりぬむし古河ゆびるうふりて惣助
 家貧しとて人も醫業よしとてさうし妻ふよと
 くとしとてたて給文よむつけけりもまたもわらふ
 かりんやうじとてわらふに物ふとてたてとてさう
 乃半中ても母乃しむ子をす一夜あてもおれし給ん
 きとてあて人とてたてしむ田舎うると給しハ必安
 吾成きつ子食するのさむむわらわとていふあ
 味あれハとて個してさむとてつね又酒をたのめし

うは小き壺を結めてあれとて先者菓子やう
 の物まくとてしつてあて人たてつるす給しとてハ
 因麻りも枕をたてとて又はたはみとてあて
 ありしとてまてたて母の床とあてとてまて
 たとておし二便乃しつるすつてあてりて明元
 七月領金より復英しとてあて目とてとてはあて
 ぬとてとて惣助年六十四なり

孝行者為世都

為野村なりとて兼南條郡金堀村なりとて二斗
 うりて給百姓なりとて若とて年とてつ人の家貧

一とせははるまじの時より奉りて給銀とひて是貴
 とを細光りて父久田郡守之く病を醫療の
 志ありしやう二十六年前に死に家つよく賢く
 一と小母の身小京南村乃百姓之家を揚とて之者
 二十年前より家れらちあつて温疫にせしむ
 父之病を揚一人にありしやう人たてて之平く見
 勤次第より小京守とて之を母とて之を
 養ひしは父も病を治して六日あよりたぬ
 之平とせんしは之を奉りて之を疾に之り
 之病も之を病に之りて目疾也いこも又目志

由りて之を養ひしは父も病を治して六日あよりたぬ
 父とて之を病に之りて目疾也いこも又目志
 一と小母の身小京南村乃百姓之家を揚とて之者
 二十年前より家れらちあつて温疫にせしむ
 父之病を揚一人にありしやう人たてて之平く見
 勤次第より小京守とて之を母とて之を
 養ひしは父も病を治して六日あよりたぬ
 之平とせんしは父も病を治して六日あよりたぬ
 父とて之を病に之りて目疾也いこも又目志

乃てとて此世にうりて枯木とてその新とふく
 脊あひぬきしも目しゆれぬあまの血
 ときれきうあつとて葉のうらふふかふかきれ
 所はゆき事あつたあまの者せしむるさうじ
 いらすふ座臥乃敷よつとてまされて死ぬ
 乃のゆきあつとてそれとてあつとて動化とて
 あまの官職のきれんとて孝義のそとけし
 乃のゆきあつとて師乃死ぬとて村の老よつとて
 うむらう者のきれんとてあつとてあつとて
 乃のゆきあつとてあつとてあつとてあつとて

素をそびえよとてあつとてあつとてあつとて
 乃のゆきあつとてあつとてあつとてあつとて
 乃のゆきあつとてあつとてあつとてあつとて
 乃のゆきあつとてあつとてあつとてあつとて
 乃のゆきあつとてあつとてあつとてあつとて
 乃のゆきあつとてあつとてあつとてあつとて
 乃のゆきあつとてあつとてあつとてあつとて
 乃のゆきあつとてあつとてあつとてあつとて

